

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年6月8日（平成29年（行情）諮問第240号）

答申日：平成30年1月25日（平成29年度（行情）答申第432号）

事件名：特定の筆界特定手続に関する特定の記録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書4及び文書6（以下、順に「文書1」ないし「文書4」及び「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙2の1及び2に掲げる各文書を新たに特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であるが、別紙3に掲げる各文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月19日付け総第393号により那覇地方法務局長（以下「那覇地方法務局長」又は「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、以下を求める。

- (1) 原処分の取消し及び当該行政文書の開示を求めます。
- (2) 不開示の場合には、行政手続法8条及び法務省本省情報公開審査基準に基づき、不開示の理由の提示を求めます。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

行政文書不開示決定通知書（平成28年12月19日付け）においては、行政文書の存否や不開示の理由について記されておられません。

行政文書開示請求（平成28年10月17日付け）は国家公務員の職務の遂行に関する開示請求であり、下記ア～エに関しては、特定日A付けの首席登記官による本件事件の乙地関係人（審査請求人）宛ての文書において確認されるように、当該行政文書は存在し、開示対象となると考えます。

法務省本省情報公開審査基準において、行政文書の存否を明らかにせず不開示請求を拒否する決定の場合にも行政手続法8条に基づき処分の理

由を示す必要があるとし、法5条各号に該当する事例を除き、または該当事例であるとしてもその内容により、開示請求者に対し提示すべき理由の程度についての記載があります。本件行政文書開示請求に関し行政文書の存否を明らかにせず不開示とする場合において、上記情報公開審査基準に基づきその理由が提示されるものと考えます。

ア 平成A年4月から平成B年3月末までの間に、特定筆界特定登記官A（以下「特定登記官A」という。）が特定筆界特定手続番号（以下「本件事件」という。）に関し残した記録等（業務日誌やメモ等）

審査請求人（本件事件の乙地関係人）は、本件事件は手続のほぼ全般にわたり筆界特定制度の関連法等が遵守されず手続の不備において実施され筆界特定されており、筆界特定手続として効力を持たないと考えることから、当該筆界特定後より当該手続について調査や調査結果の回答を要請してきました。

平成A年4月に着任された特定登記官Aはその在任期間である平成B年3月までの間に、乙地関係人に対し文書等により対応なされており、これらの職務行為は業務日誌等（正式名称は分かりません）において記録として存在し、行政文書の開示対象となると考えます。

特定日A付けの首席登記官による乙地関係人宛ての文書において上記記録が存在することが確認されます。同文書において、筆界特定登記官による対応として、特定日Bの文書（筆者註 乙地関係人は本件事件における筆界特定根拠となった元地の現況測量の実施の有無等や同手続における法定手続の不遵守等に関し、調査及び調査結果の回答を要請した。対応された特定登記官Aは調査の要請内容には触れず確定訴訟の提起を教示されている。）、特定日C（筆者註 本件事件における法定手続の不遵守等について、「適正な手続である。調査は行なわない」旨の回答。）、特定日D（筆者註 筆界調査委員1名の現況重ね図が当該手続記録に新たに編てつされた旨の電話による連絡）、特定日E（筆者註 特定日F付けの申立書（下記ウ参照）について後任の筆界特定登記官は本件事件の手続全般にわたる法等の不遵守を認めながらも、法的根拠を示すことなく「適正な手続である」旨の説明。）における口頭による説明が記されています。

首席登記官の文書（特定日A付け）における上記記載内容より、特定登記官Aの職務に関し記録は残されていることになり、同記録は同筆界特定登記官の作成した乙地関係人宛ての文書を含め、開示対象となると考えます。

イ 特定日Gの筆界特定から2年以上経た平成B年1月頃、特定筆界調査委員の作成とされる現況重ね図（通し番号A、B）が特定登記官A

により当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯の分かる記録

本件事件における筆界調査委員2名は、筆界特定の意見の根拠を示す元地の現況測量図等の客観的データを提出しておらず、第三者は特定根拠を確認することができません。筆界点A、Bについての意見の採用された特定筆界調査委員の意見書には意見書図面も添付されていないことから、同調査委員の意見書には不備があり当該手続において採用されない旨の申出を行なっていたところ、筆界特定から2年以上経た平成B年1月上旬頃、「特定筆界調査委員の作成した現況重ね図が別のところにあったので当該手続記録に編てつしました。閲覧可能です。」との旨の連絡がございました(※)。同現況重ね図(作成者の氏名や作成年月日の記載はない)は通し番号A、Bを付され当該手続記録に新たに編てつされていることが後日確認されました。

上記現況重ね図は乙地関係人が法定手続を経て当該手続に関する図面を入手した際や特定室に問い合わせた際には当該手続記録には編てつされておらず、存在していない図であることから、同図が当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯を記した記録が存在し、同記録は開示対象となると考えます。

経緯を記した記録が存在しないことは、当該手続記録に編てつされている文書資料は、手続終了後に関係者により容易に変更され得ることを意味すると考えられ、同手続記録は信憑性を持たないことになると考えます。

(※) 上記アの首席登記官の文書における特定日Dの筆界特定登記官の口頭による説明は、上記現況重ね図が当該手続記録に新たに編てつされたことに関する内容です。

ウ 乙地関係人の提出した申立書(特定日F付)に関する調査及び対応について確認のできる文書資料等の記録

乙地関係人は、本件事件は手続のほぼ全般にわたり筆界特定制度の関連法等の不遵守において実施され、対象土地の所有者間において筆界問題は生じていないところに、申請人代理人弁護士と筆界特定側により架空の状況設定において筆界問題が作られ両者の恣意する位置に机上で筆界特定されており、当該手続における乙地関係人に対する人権侵害も看過できないことから、同手続における筆界特定側(筆界調査委員、補助職員、筆界特定登記官)の職務行為に関する申立書(特定日F付け)1通、及び当該手続は手続のほぼ全般にわたり筆界特定制度の関連法等が遵守されず手続の不備のもとに進められ筆界特定されていることから、当該手続の筆界特定手続としての効力を問う申立書(特定日F付け)1通を、筆界調査委員や筆

界特定登記官の指定者である那覇地方法務局長へ宛て提出しました。

情報開示請求により入手した上記申立書には受付印、各担当者の押印（※）や一括決裁の判があることから、同申立書に関する調査及び対応についての記録は存在すると考えます。

首席登記官は特定日 A 付けの乙地関係人へ宛てた文書（前記ア参照）において、上記申立書に関し、申立て内容である当該手続における筆界特定側の職務行為や当該手続の筆界特定手続としての効力等について触れず、同申立書の論点と異なる、「筆界特定結果に対する不服と推察する」旨を記し、確定訴訟の提起を教示しています。

上記のとおり当該申立書には各担当者による押印等があり、当局が同申立書に関し、結果として申立て内容を不問とし一括決裁として扱い、同申立書に関する対応として、首席登記官が上記文書（特定日 A 付け）を作成するに至った経緯を記した文書等の記録が存在すると考えます。当該記録は、首席登記官による乙地関係人宛ての上記文書を含め、開示対象となると考えます。

（※）首席登記官の押印はありません。

#### エ 乙地関係人の提出した申立書（特定日 F 付け）に関し後任の筆界特定登記官への引き継ぎに至るまでの記録等

平成 B 年 4 月、後任の筆界特定登記官は本件事件（上記申立書）に関し乙地関係人に対し口頭による説明を行なっています（※ 1）。

その際、前任者の特定登記官 A のお考えとは異なる説明を行なう旨の前任者への言及がございました。申立書（特定日 F 付け）には特定登記官 A の押印があり、同筆界特定登記官は離任前の平成 B 年 3 月下旬（※ 2）、乙地関係人に対し電話連絡をなされていること、在任期間中における当該手続に関する諸対応より、同筆界特定登記官は当該申立書（特定日 F 付け）に関し、そのお考えを記した文書等を残されていることが考えられます。前記ア及びウとも重なりますが、当該記録は開示対象となると考えます。

（※ 1）上記アの特定日 E の説明。

（※ 2）平成 B 年 4 月、後任の筆界特定登記官による当該手続に関する説明において、前任者の離任を知りました。

#### オ 委員手当、意見書作成に係る謝金、測量報酬等の支給額の算定方法を記した文書資料

筆界調査委員や測量の実施者等に対し委員手当等又は測量報酬等の支払いが生じた場合、地方法務局又は法務局は、支給額の算定方法を記した文書資料に基づき委員手当等を算定すると考えることから、算定方法を記した文書資料は存在し開示対象となると考えます。

#### （2）意見書 1（添付資料は省略）

諮問庁により提出された理由説明書（下記第3の1。以下同じ。）に、「行政文書不開示決定に係る審査請求」において審査請求人の記した理由が添付されているかどうか分かりませんので、以下に記し、併せて補足説明を加えます。重複している場合にはご了承いただきたいと存じます。

なお、理由説明書（1）本件審査請求について、及び（3）原処分 of 妥当性についてのうち、文書5及び文書7に関しましては、審査請求人は「行政文書不開示決定に係る審査請求」の4審査請求の趣旨及び理由（上記1及び2（1））において触れておらず、審査請求の対象としていないと考えておりましたが、「行政文書不開示決定に係る審査請求」の2審査請求に係る処分の内容を「総第393号 行政文書不開示決定通知書（平成28年12月19日付）」と記しているため、審査請求の対象となったと考えます。記載に不備のありましたことをお詫び申し上げます。

理由説明書（3）原処分 of 妥当性について

ア 平成A年4月から平成B年3月末までの間に、特定登記官Aが本件事件に関し残した記録等（業務日誌やメモ等）

審査請求人（本件事件の乙地関係人）は、本件事件は手続のほぼ全般にわたり筆界特定制度の関連法等の不遵守において実施され、当該手続記録に編てつされている文書資料において対象土地の所有者間において筆界及び境界問題は生じていないことが確認される中、申請人の代理人弁護士と筆界特定側により架空の状況設定において筆界問題が作られ、筆界位置は両者の恣意する位置に客観的データを提示することなく机上で特定される等内実のないものであることから筆界特定手続として効力を持たないと考え、当該筆界特定後より、筆界調査委員や筆界特定登記官の指定者である那覇地方法務局長へ宛て当該手続について第三者による調査や調査結果の回答等を要請してきましたが、第三者による調査等が行なわれることはございませんでした。

平成A年4月に着任された特定登記官Aはその在任期間である平成B年3月までの間に、乙地関係人に対し口頭及び文書により上記要請に対応されています。同登記官の職務行為は業務日誌等（正式名称は分かりません）において記録として存在し、行政文書の開示対象となると考えます。

諮問庁の理由説明書において当該文書は存在しないと記されていますが、以下の事実により文書等は存在すると考えます。

特定日A付けの首席登記官による乙地関係人宛ての文書（資料1）において、首席登記官は筆界特定登記官による対応として、特定日

Bの文書、特定日C、特定日D、特定日Eにおける口頭による説明を記されており、首席登記官は記録等を参照し文書（資料1）を作成されたと考えます。

上記作成文書（資料1）における筆界特定登記官による対応の内容については以下に記しますが、当該文書（資料1）の記載内容より、特定登記官Aの職務に関し記録は残されていることになり、当該記録は同筆界特定登記官の作成した特定日B付けの乙地関係人宛ての文書を含め、開示対象となると考えます。

首席登記官の作成文書（資料1）に記されている筆界特定登記官の対応について審査請求人（本件事件の乙地関係人）の把握している内容は以下のとおりです。

特定日Bの文書 乙地関係人は本件事件における筆界特定根拠となった元地の現況測量の実施の有無等や同手続における法定手続の不遵守等に関し、調査及び調査結果の回答等を要請した。対応された特定登記官Aは調査の要請内容には触れず筆界確定訴訟の提起を教示されている。

特定日C 特定登記官Aは本件事件における法定手続の不遵守等について、「適正な手続である。調査は行なわない」旨の回答。

特定日D 筆界調査委員1名の現況重ね図が当該手続記録に新たに編てつされた旨の特定登記官Aによる電話連絡（下記イ参照）。

特定日E 特定日F付けの申立書（下記ウ参照）について後任の特定筆界特定登記官B（以下「特定登記官B」という。）は本件事件の手続全般にわたる法等の不遵守を認めながらも、法的根拠を示すことなく「適正な手続である」旨の説明をされた。その際、特定登記官Aのお考えとは異なることに言及された。

上記以外にも、特定登記官Aは平成A年の前半から中旬頃の乙地関係人との対面時において、メモ等を確認されながら当該手続について説明をされており、同席されていた法務局職員（補助職員と思われる）は同登記官と乙地関係人のやりとりを記録されていた。

イ 特定日Gの筆界特定から2年以上経た平成B年1月頃、特定筆界調査委員の作成とされる現況重ね図（通し番号A、B）が特定登記官Aにより当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯の分かる記録

本件事件における筆界調査委員2名は、筆界特定の意見の根拠を示す元地の現況測量図等の客観的データを提出しておらず、第三者は特定根拠を確認することができません。筆界点A、Bについての意見の採用された特定筆界調査委員の意見書には意見書図面も添付されておらず、同調査委員の意見書には不備があり当該手続において採用されない旨の申出を行なっていたところ、筆界特定から2年以

上経た平成B年1月上旬頃、「特定筆界調査委員の作成した現況重ね図が別のところにあったので当該手続記録に編てつしました。閲覧可能です。」との旨の連絡がございました（※）。当該現況重ね図（作成者の氏名や作成年月日の記載はない）は通し番号A，Bを付され当該手続記録に新たに編てつされていることが後日確認されました。

上記現況重ね図は乙地関係人が法定手続を経て当該手続に関する図面を入手した際や特定室に問い合わせた際には当該手続記録には編てつされておらず、存在していない図であることから、同図が当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯を記した記録が存在し、同記録は開示対象となると考えます。

手続記録は手続の全内容の記録であり、新たな資料を編てつする際にはその経緯を記した記録が必要となると考えます。経緯を記した記録の存在しないことは、手続記録に編てつされている文書資料は、同手続記録にアクセスできる者により手続終了後においても容易に変更され得ることを意味し、手続記録は信憑性を持たないことになると考えます。

（※）上記アの首席登記官の文書における特定日Dの筆界特定登記官の口頭による説明は、上記現況重ね図が当該手続記録に新たに編てつされたことに関する内容です。

ウ 乙地関係人の提出した申立書（特定日F付け）に関する調査及び対応について確認のできる文書資料等の記録

上記アに記すように、乙地関係人は、本件事件は手続のほぼ全般にわたり筆界特定制度の関連法等の不遵守において実施され、対象土地の所有者間において筆界及び境界問題は生じていないところに、申請人の代理人弁護士と筆界特定側により架空の状況設定において筆界問題が作られ両者の恣意する位置に机上で筆界特定されており、当該手続における乙地関係人に対する人権侵害も看過できないことから、同手続における筆界特定側（筆界調査委員，補助職員，筆界特定登記官）の職務行為に関する申立書（特定日F付け）1通，当該手続の筆界特定手続としての効力を問う申立書（特定日F付け）1通を，筆界調査委員や筆界特定登記官の指定者である那覇地方法務局長へ宛て提出しました（資料2）。

開示請求により入手した上記申立書（資料2）には受付印，各担当者の押印や一括決裁の判があることから，同申立書に関する調査や対応等についての記録は存在すると考えます。

首席登記官は特定日A付けの乙地関係人へ宛てた文書（上記ア，資料1参照）において，上記申立書に関し申立て内容である当該手続

における筆界特定側（国家公務員）の職務行為や当該手続の筆界特定手続としての効力等について触れず，同申立書の趣旨を，同申立書の趣旨又は論点と異なる，「筆界特定結果に対する不服と推察する」旨を記し，筆界確定訴訟の提起の可能性を教示しています。

当該申立書（資料２）には上記のとおり各担当者による押印等があり，当局が内容の異なる申立書２通に関し結果として一括決裁として扱い，同申立書に関する対応として，首席登記官が回答する形で上記文書（資料１）を作成するに至った経緯を記した文書等の記録は存在すると考えます。当該記録は，首席登記官による乙地関係人宛ての上記文書（資料１）を含め，開示対象となると考えます。

なお，乙地関係人が那覇地方法務局長へ宛て送付した申立書２通（資料２）に関し，首席登記官が回答された理由は分かりません。筆界調査委員や筆界特定登記官の国家公務員の職務行為に関する申立てについての対応は総務課の担当と考えられ，他１通についても中立，公正さの観点から第三者による調査を要請いたしました。

エ 乙地関係人の提出した申立書（特定日F付け）に関し後任の筆界特定登記官への引き継ぎに至るまでの記録等

平成B年４月，後任の特定登記官Bは本件事件（資料２の申立書）に関し乙地関係人に対し口頭による説明を行なっています（※１）。その際，前任者の特定登記官Aのお考えとは異なる説明を行なう旨の前任者への言及がございました。

申立書（資料２）には特定登記官Aの押印があり，同筆界特定登記官は離任直前の平成B年３月下旬（※２），乙地関係人に対し電話連絡をなされていること，在任期間中における当該手続に関する諸対応及び特定日Eの後任の筆界特定登記官による前任者への言及より，特定登記官Aは当該申立書（特定日F付け）に関し，そのお考えを記した文書，又は当該申立書（資料２）に関する同登記官の発言等の記録が残されていることが考えられます。上記ア等とも重なりますが，当該記録等は存在し開示対象となると考えます。

（※１）上記アの特定日Eの説明。

（※２）平成B年３月２９日頃から同末日まで。同年４月，後任の筆界特定登記官による当該申立書に関する説明において前任者の離任を知りました。

オ 委員手当，意見書作成に係る謝金，測量報酬等の支給額の算定方法を記した文書資料

筆界特定制度において臨時の国家公務員である筆界調査委員に支払われる手当（打合せ等）や意見書作成に係る謝金，及び測量の実施者に対する測量報酬等は，各支給額の算定方法を規定した文書等に

基づき全国一律に支給額が決定されるものと考えことから、算定方法を記した文書資料は存在し行政文書として開示請求の対象となると考えます。

手当に関しては時間給による区分けにおいて、意見書の謝金に関しては一定の算定方法又は一定額の支払い、測量報酬等に関しては「筆界特定手続における手続費用の概算額の決定方法について」（平成18年1月17日、民二第98号民事第二課長依命通知）等において算定方法が規定されていると考えます。

本審査請求となった行政文書の開示請求については、「開示又は不開示の判断に時間を要するため」との理由で30日間の延長の通知がございました（総第362号、平成28年11月17日）。当該文書資料が多量にわたるとは考えられないことから、「開示又は不開示の判断に時間を要するため」を理由として開示決定等の期限の延長のあったことは、文書資料は存在し、開示等の判断に関し時間を要したことになるのではないかと考えます。

### （3）意見書2（添付資料は省略）

本審査請求は、審査請求人（本件事件の乙地関係人）が本件事件（※）に関連し今後主張を行う際の根拠とする行政文書に関するものである。

当該行政文書の重要性に鑑みこれまで提出した意見書等に加え、下記のとおり、本審査請求に関し再度意見を記す。

（※）本件事件は手続全般にわたり不動産登記法（以下「不登法」という。）等の不遵守において実施されており、対象土地所有者である当事者間においては筆界（及び境界）問題が生じていないことを立証する文書資料が当該手続記録に編てつされている中、申請人の代理人弁護士と筆界特定側により架空の状況設定において筆界問題を生じさせ、特定根拠である現況測量等を事実上行うことなくまたは客観的データを提示することなく、代理人弁護士の主張に沿う位置に机上で筆界特定する等、内実のないものである。筆界特定側は、手続全般にわたり、申請人ご本人の主張と異なる、反証資料の存在する架空の状況における主張を行なった申請人代理人の誘導に応じたと考えられる。

審査請求人は当該筆界特定後より当該手続に関し第三者による調査及び調査結果等の回答を要請してきたが、当局によるこれまでの対応は調査要請内容について触れることなく、筆界特定登記官による筆界確定訴訟の教示、または当該手続全般における不登法等の不遵守を認めながらも根拠を示すことなく、「当該手続は適正に処理されている。」旨の回答であった。

対象土地所有者である当事者間において筆界問題は生じておらず、

審査請求人は筆界確定訴訟を提起する理由はない。また手続全般にわたり関連法等の不遵守において実施され手続に不備のある当該手続について「適正に実施されている。」旨の回答は、根拠が示されておらず、納得できるものではない。

特定日F付けの筆界特定側（国家公務員）の非違行為についての懲戒請求に関しては、首席登記官による論点を外した回答（特定日A付けの文書、既提出の意見書1に添付提出）であった。

ア 補充理由説明書1（下記第3の2。以下同じ。）（1）について  
審査請求人（本件事件の乙地関係人）は筆界特定室より特定日B付けの回答（添付資料1（以下「特定日B付け回答書」という。））を得ている。少なくとも同文書は存在し、開示請求の対象と考える。

補充理由説明書1に記されている本件事件に関し審査請求人が行なった調査要請等に関する内容から、特定登記官Aの作成された記録が存在すると考える。同登記官は離任されており、記録等が存在しなければ、上記補充理由説明書1において「面談又は電話で複数回対応を行なっている」旨の内容を記すことはできないと考える。

首席登記官の作成された文書（特定日A付け）（既提出の意見書1に添付）においても、特定日B付け回答書及び電話による対応については、言及されている。

以上より、上記特定日B付け回答書を含め、対象文書は存在し開示対象となると考える。

なお、面談時には同席されていた職員がメモを取られていたが、審査請求人の開示請求した文書は、面談時に筆界特定登記官があらかじめ用意されていた書面（同登記官は同書面を参照されながら審査請求人に対し対応されていた）である。

また補充理由説明書1には当該手続について当局は適正な手続であると判断したとしながら、調査要請に関し調査は行なっていないと記されており、矛盾した記載内容と考える。当該手続に関し調査を行わずに適正との判断をしたことになる。

審査請求人の調査要請等について

審査請求人（本件事件の乙地関係人）は当該筆界特定（特定日G）後より、当該手続が手続全般にわたり不登法等の不遵守において恣意的に実施されていること、当該手続は対象土地の所有者間において筆界（及び境界）問題は生じていないところに申請人の代理人弁護士と筆界特定側により架空の状況設定において筆界問題が作られていることや特定根拠とされる現況測量等の客観的データが提示されておらず意見書どおりの測量の実施の有無、測量結果等について確認ができないこと、乙地関係人（審査請求人）に関し家族全

員（故人を含む）について架空の状況設定において記載がなされ同関係人の主張は変えて記載されていること等々について、第三者（特定関係者以外）による調査の実施及び調査結果等の回答（当該手続の筆界特定手続としての効力を含む）を要請してきた。

補充理由説明書1には筆界特定後に手続に関し調査を要請できる仕組みは存在しないとあるが、その適用には筆界特定手続が筆界特定制度の関連法等の遵守において規定どおりに実施されているとの大前提があり、本件事件には当てはまらないと考える。審査請求人の調査要請の内容は筆界特定後に判明する内容であり、当該手続の関係人等に対する当局の説明責任の範囲にあり、真摯に対応されるべきものと考ええる。

#### イ 補充理由説明書1（2）について

那覇地方法務局の経緯説明は事実と異なる。乙地関係人は筆界特定（特定日G）の直後より当該手続記録を数回閲覧したが、当該手続記録のどのセクションにおいても「現況重ね図」は編てつされていない。特定日I付けにて「筆界特定手続において測量または実地調査に基づいて作成された図面（筆界特定図面を除く。）の全部の写し」の交付手続をとったが、交付された図面には当該「現況重ね図」は含まれていない。筆界特定点A、Bについての意見の採用された筆界調査委員の作成した測量図等は入手できず、同調査委員の意見の根拠を確認することはできなかつたため、同筆界調査委員の作成した測量図等について筆界特定室へ問い合わせたが、同筆界調査委員の作成した測量図等は存在しないとのことであつた（特定日J付け）。

当該手続記録は3部より構成されており、同記録には補充理由説明書1に記されているその他の文書資料を便宜的に編てつする箇所はない。手続記録は筆界特定後に利害関係者の閲覧に供されるものであり、当該手続の重要な文書資料が便宜的に他の箇所に編てつされることはないと考ええる。

審査請求人は筆界特定点についての意見の採用された筆界調査委員の意見書には意見の根拠を示す現況測量図等や意見書図面が添付されておらず、意見書として不備があり、当該手続において採用され得ないことについて申し立てたのであり、補充理由説明書1に記されているように、当該「現況重ね図」が第1分類に編てつされていないとの指摘を行なつたことはない。

同図は前述のとおり当該手続記録には編てつされておらず、審査請求人はその存在について知らず、「現況重ね図」について言及したことはない。当該図が当該手続記録の誤つた分類箇所に編てつさ

れていたことが事実とすると、審査請求人は手続記録の閲覧時や測量図等の入手時に同図を確認でき、「現況重ね図」の編てつ箇所（訂正）を行なった経緯説明を記した行政文書の開示請求を行う必要はない。

問題としているのは、存在していなかった資料（現況重ね図）が筆界特定から2年以上経て新たに当該手続記録に編てつされたこと（訂正）であり、経緯である。「現況重ね図」には作成者名、作成年月日など同図の作成に関わる内容を確認できる記載はなく、意見書においても同図について言及されていない。当該図は意見書に添付されている別紙詳細図とされる簡略図の内容とも異なる。当該図に関わるこれらの事実は「現況重ね図」が同筆界調査委員の作成したものであるかについて、または同調査委員の意見書は同調査委員の意見に基づき作成されたものであるかについて大きくかかわってくる。

「現況重ね図」が誤った箇所に編てつされていたのであれば、意見書に添付される意見書図面も共に編てつされていたのではないかと、何故「現況重ね図」のみの編てつ箇所の訂正が行われたのかについて疑問が生ずる。

補充理由説明書1の経緯説明は編てつ箇所の訂正を行うことは手続上問題のないことを示すため審査請求人及び当該図について事実と異なる内容が詳細に記されていると考えられることから、当該図面が手続記録に新たに編てつされたことに関し事実を記した記録等は残されているのではないかと考える。当該記録の開示を求める。

#### ウ 補充理由説明書1（3）について

乙地関係人の提出した申立書（特定日F付け）は既提出の意見書1の添付資料のとおり2通ある。1通は補充理由説明書1に記されている異議申立書であり、他1通「本件事件における筆界特定側の業務行為についての申立書」は当該手続における筆界特定側の非違行為についての懲戒請求を行なったものである。懲戒請求については定型の様式はないとの回答であり（総務課）、申立書として提出した。

補充理由説明書1（1）及び（3）の記載どおりに審査請求人の申立て及び上記申立書2通について当局において如何なる調査も実施されていないことが事実とすると、当局においては筆界特定制度の恣意的運用を是認していることとなるかと考える。当地においては当該手続を要因として取り返しのつかない事故等の生ずる可能性への懸念があり、その懸念が現実のものとなった際、当局は責任を問われる可能性があるかと考える。

また補充理由説明書1には首席登記官による文書（特定日A付

け)は既提出の2通の申立書に関する回答でないとする旨が記されているが、同文書(同日付け)には既提出の2通の申立書(特定日F付け)及びその他の申立書(同日付けの申立書の提出後の補足の申立て)について日付入りで言及されている。

既提出の上記申立書(一括決裁)の押印の上部には首席登記官の役職名の押印が認められる。同登記官による回答書(特定日A付け)はその記載内容から、上記申立書及びその後に提出した申立書に関する論点を外した回答、及び補充理由説明書1に記されている審査請求人の今後の申立てについての取扱いについての通知と考える。同日付けの首席登記官の作成文書の開示を求める。

上記2通の申立書(一括決裁)の受付印は総務課となっており、懲戒請求に関する調査は同課が調査を行うと考えられ、調査内容等の記録が存在すると考える。同記録の開示を求める。

総務課が国家公務員の非違行為についての申立書に関し調査を行っていないとすると、首席登記官に回答を一任することとなった経緯を記した記録が存在すると考える。

当該記録の開示を求める。

#### エ 補充理由説明書1(4)について

前任者から後任者への引き継ぎは通常書面にてなされるのではないかと考える。口頭による引き継ぎが行われたとの記録が存在する場合には当該記録の開示を求める。

#### オ 補充理由説明書1(5)について

補充理由説明書1どおりに開示をお願いいたします。

### (4) 意見書3

補充理由説明書1の(2)に記されている審査請求人に関する事実に基づかない記載に関し、謝罪と訂正を求める。

平成29年9月26日付けで提出した「意見書2」(上記(3)。以下同じ。)に記したように、補充理由説明書1の(2)に記されている、「また、審査請求人が新たに追加されたとする「現況重ね図」については、第1分類に該当するものとして該当箇所に編てつすべきところ、当初同ファイル中の第1分類から第3分類までに該当しないその他の文書を便宜的に編てつしていた箇所に編てつされていた。この点について審査請求人から、第1分類につづらられているべき「現況重ね図」が第1分類につづられていない旨の指摘を受け、那覇地方法務局において記録を確認したところ指摘どおりであった。そこで、当該資料について本来編てつされるべき第1分類に編てつ箇所の訂正を行ったとのことであり、新たに資料を追加したものではない」の事実はない。

審査請求人は筆界特定点 A, B について意見の採用された筆界調査委員の意見の根拠を確認できる現況測量図等や意見書図面が当該手続記録に編てつされていないことについて、平成 A 年から申立てを行っている。「現況重ね図」の手続記録内における編てつ箇所の訂正であれば審査請求人の申立て直後に実施され、同図は閲覧に供されていたと考える。「現況重ね図」の存在及び当該手続記録への編てつについて筆界特定登記官より連絡を受けたのは、平成 B 年 1 月である。

上記補充理由説明書 1 の (2) の記載内容の事実のないことは、審査請求人の行なった平成 A 年以降の申立てに関する文書等を確認することにより明らかとなると考える。

審査請求人は本件事件において、申請人の代理人弁護士(略)、筆界調査委員(土地家屋調査士)、筆界特定登記官による作成文書において、彼らが知る由もない故人を含む家族全員について架空の状況設定における記載や、審査請求人の主張を変えた記載をされ、筆舌に尽くしがたい苦痛を受けている。今回、諮問庁の補充理由説明書 1 においてまで事実と異なる内容が記されたことは看過できない。

#### (5) 意見書 4

補充理由説明書 2 (下記第 3 の 3。以下同じ。)を踏まえ、これまで審査請求を行った文書について、以下に意見を記します。

ア 補充理由説明書 2 の (1) ア文書 1 「平成 A 年 4 月から平成 B 年 3 月末までの間に、特定登記官 A が本件事件に関し残した記録等(業務日誌やメモ等)」について

(ア) 審査請求人は特定日 B 付け回答書(既提出)は筆界特定室名で発出されており、特定日 A 付けの首席登記官名の書面(既提出)においても、「特定日 B 付けの筆界特定室からの文書による説明」と記されていることから、当該文書(特定日 B 付け)は、(地方)法務局長より指定された当時の筆界特定室責任者と考えられる特定登記官 A によるものと考え、意見書においてもその前提で意見を記した。

補充理由説明書 2 における説明において、当該文書は、特定登記官 A 以外の事務担当者(所属は記されていない)が起案し首席登記官による最終決裁を経て筆界特定室名義で送付されており、開示対象文書には該当しない文書と判断された、と理解いたしました。

(イ) 補充理由説明書 2 の (2) ア(ウ)については、審査請求人が本件事件の筆界特定書及び当該手続記録に編てつされている文書等における明らかな誤りについて指摘した箇所のうち、そ

の一部が更正または訂正されたものに係る文書資料と考えられる。同説明書どおりに開示をお願いいたします。

- (ウ) 特定日 B 付け回答書（上記ア）や補充理由説明書 2 の（2）ア（ウ）に記されている文書以外の「平成 A 年 4 月から平成 B 年 3 月末までの間に、特定登記官 A が本件事件に関し残した記録等（業務日誌やメモ等）」について

特定日 B 付け回答書（既提出）は首席登記官を最終決裁権者として筆界特定室名義で送付されたとの事実は、特定登記官 A は当該文書の決裁過程に含まれていたが、当該文書の内容に関し必ずしも同意していたとは限らないとの可能性が考えられる。

その理由として、特定登記官 A は特定日 B 付け回答書が送付される以前の審査請求人（本件事件の乙地関係人）との面談時には当該文書（特定日 B 付け）とは異なる説明をなされており、既提出の意見書において記したように、後任の筆界特定登記官も平成 B 年 4 月の審査請求人との面談の冒頭で、特定登記官 A とは異なる考えを述べると前置きして、本件事件に関する審査請求人の提出文書（特定日 F 付け）に対し、不登法等の不遵守などを認めながらも、「当該手続は適正に処理されている」旨の説明を行なっていることがあげられる。

特定登記官 A による対応は、特定日 B 付けの筆界特定室名義の文書（補充理由説明書 2 において首席登記官の最終決裁となっている）が送付された後、「当該手続は適正に処理されている」旨の口頭による説明に変わっているが、審査請求人が特定日 F 付けの文書（既提出、当該文書には特定登記官 A による押印がある）を提出したあと、同登記官の対応は、上記の後任の筆界特定登記官の発言「特定登記官 A とは異なる考えを述べる」との前置きに認められるように、「当該手続は適正に処理されている」旨の対応を変えた可能性が考えられる。

審査請求人は特定登記官 A の離任直前の平成 B 年 3 月下旬、同登記官よりお電話をいただいております。同登記官の「当該手続は適正に処理されている」旨の対応に変化がなければ、連絡をいただく用件は考えられない。本意見書ウの（4）の引き継ぎ時の記録に関する開示請求とも重なるが、審査請求人が提出した文書（本件事件に関する調査の要請や申立書等）に関する、特定登記官 A の在任中の対応を確認したい。

特定日 A 付けの首席登記官名による書面（既提出）において、首席登記官は特定登記官 A や後任の筆界特定登記官による対応に関し、具体的な期日や対応方法などを記されており、既提出

の意見書に記したように、これらの記録等がなければ首席登記官は具体的な期日や対応方法などについて当該文書に記載できないと考える。

「平成A年4月から平成B年3月末までの間に、特定登記官Aが本件事件に関する記録等（業務日誌やメモ等）」は存在すると考えられる。

補充理由説明書2の（2）ア（ウ）に記されている文書以外の「平成A年4月から平成B年3月末までの間に、特定登記官Aが本件事件に関する記録等（業務日誌やメモ等）」について開示を求める。

なお、補充理由説明書2の（2）各意見に対する説明ア（ア）事実関係①特定登記官Aについての最終段落に記されている「その後、審査請求人は本件事件の結果に不満があることから、本件事件の手続において、手続上の不備があるとして、再調査の要請等を行っており、特定登記官Aは、審査請求人からの再調査の要請等に対して、面談による対応等を行っていたものである。」における、「審査請求人は本件事件の結果に不満があることから、」「再調査の要請等を行っており」等は事実ではなく、訂正を求める。

審査請求人は本件事件の筆界特定書及び当該手続記録の閲覧等を通して確認される、那覇地方法務局における筆界特定制度の看過できない恣意的運用等を問題にしているのであり、「審査請求人は本件事件の結果に不満があることから、」当該手続について調査要請や申立等を行なっているのではない。

既提出の意見書に記したように、申立等の趣旨（論点）は那覇地方法務局における筆界特定制度の趣旨を逸脱した恣意的運用及び筆界持定側（国家公務員）の非違行為についてである。

上記「再調査の要請」についても再調査を要請したことはない。「再調査の要請」は、当該手続を検討し再度手続を実施することの要請と読める。この文脈においては、当局が調査要請者に対し「訴訟を提起できることの教示」を行うことが可能となると考える。

補充理由説明書2における「再調査の要請」の意味するところは明らかではないが、上記のとおりであるとするならば、当該手続に関しては訴訟を提起するまでもなく、不登法132条7号における筆界特定の再申請において当該手続の再調査が可能となると考えるが、当局が同条に触れたことはない。

当該手続に関する審査請求人の当局への調査要請、申立等は当

該手続の当事者に対する当局の説明責任の範囲にあると考える。審査請求人の調査要請等における趣旨や論点を覆い隠し、その回答書において「特定結果に不服がある場合は筆界確定訴訟へ」と教示する当局の対応は、当局が負うべき筆界特定制度の恣意的運用の責任を、筆界確定訴訟を提起する理由のない土地所有者に転嫁しているものと考ええる。

諮問庁は筆界特定手続の担当者ではなく、当該手続及び当該手続後の審査請求人と法務局とのやりとり等について全容を正確に把握することは時に困難と考えるが、諮問庁の作成文書は行政文書として残ることから、その記載内容に関しては慎重を期していただきたいと考えます。

イ 補充理由説明書2の(2)イ項番(1)アのファイルに関する記載内容については十分な理解に至っていない。当該「現況重ね図」が本件事件の手続記録へ編てつされた経緯として、特定筆界調査委員の意見書に添付された当該図は、当初当該手続記録に編てつされるべきではない資料であるとの判断により(判断理由は示されていない)、当該手続記録以外の他の箇所に編てつ又はファイルされていたため、特定室担当者は審査請求人に対し、審査請求人の当該手続記録の閲覧時や測量図等の入手時及び問合せ時においては、特定筆界調査委員の作成した測量図等は存在しないとの回答を行っていた。その後、筆界特定より約2年の時を経て、当該図は当該手続記録に編てつされるべき資料として判断され同記録に編てつすることとなった、ということでしょうか。

ウ 以下に、諮問庁のこれまでの理由説明書等を踏まえ、本件開示請求に関し記す。

文書等(※)の開示請求理由に関しては、平成29年3月15日付けの「行政文書不開示決定に係る審査請求」の4審査請求の趣旨及び理由、既提出の意見書(平成29年6月30日付け、同年9月26日付け)及び本意見書に記したとおりとし、開示を求める。

(※)平成29年3月15日付けの「行政文書不開示決定に係る審査請求」の4の1不開示決定した行政文書の名称に付した番号を以下に記す。

(1)平成A年4月から平成B年3月末の間に、特定登記官Aが本件事件に関し残した記録等(業務日誌やメモ等)

補充理由説明書2の(2)ア(ウ)に記された文書資料の開示をお願いいたします。(本意見書ア(イ)参照)。

その他の記録等に関する開示請求理由としては既提出の文書及び本意見書のとおりとする。

(3) 乙地関係人の提出した申立書(特定日F付け)に関する調査及び対応について確認のできる文書資料等の記録

文書資料等の記録には首席登記官名の文書(特定日A付け)を含める。諮問庁の回答においては、申立書(特定日F付け)に関する調査等は実施されていないので首席登記官名の当該文書(特定日A付け)は開示対象とはならないとされているが、審査請求人は首席登記官名の文書(特定日A付け)は申立書(特定日F付け)に対応されたものとする。

(4) 乙地関係人の提出した申立書(特定日F付け)に関し後任の筆界特定登記官への引き継ぎに到るまでの記録等

(2) 及び(6)に関しては以下のとおりとします。

(2) 特定日Gの筆界特定から2年以上経た平成B年1月頃、特定筆界調査委員の作成とされる現況重ね図(通し番号A, B)が特定登記官Aにより当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯の分かる記録

補充理由説明書2における経緯説明(本意見書イ)を開示請求文書に代わるものとする。

(6) 委員手当, 意見書作成に係る謝金, 測量報酬等の支給額の算定方法を記した文書資料

補充理由説明書1の(5)のとおり開示をお願いいたします。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求について

本件審査請求は、那覇地方法務局の筆界特定登記官に申請された特定の筆界特定事件(本件事件)に係る行政文書の開示請求に対して、処分庁が行った別紙1に掲げる行政文書に係る不開示決定(原処分)を不服として行われたものである。

##### (2) 原処分について

処分庁は、別紙1に掲げる文書1から文書7までの行政文書は存在せず、保有していないため、不開示とした。

##### (3) 原処分の妥当性について

審査請求人は、別紙1に掲げる文書1から文書7までの行政文書は存在するとして、原処分の不当性を主張しているため、原処分の妥当性について、以下個別に検討する。

なお、文書5及び文書7に係る不開示文書については、平成28年8月8日付け諮問(平成28年(行情)諮問第488号)において本件とほぼ同趣旨の審査請求がされているところ、諮問時に添付した理由説明書において、同内容の検討結果を記載している。当該内容については、

平成28年度（行情）答申第552号において、「行政文書は存在しない旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。」とされており、平成28年12月20日付けの裁決書においても同様の結論となっている。

ア 文書1から文書4までについて

処分庁が本行政文書は存在しないとして不開示決定をしたことについて検討すると、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する本行政文書は、筆界特定の手続において、作成することが法令及び通達上で規定されているものではなく、また、処分庁における本件事件の筆界特定手続記録中にも存在しないことが認められることから、処分庁において作成・保有していないことは明らかである。

よって、対象となる行政文書は存在しないと認められ、これを保有していないとして不開示決定をした処分庁の原処分は妥当であると判断することができる。

イ 文書5及び文書7について

本件事件では、不登法146条1項の規定に基づき筆界特定の申請人の負担とされる測量を実施していない。また、「測量報酬等」の「等」に該当する委員等旅費について、本件事件では支給されていない。

よって、対象となる行政文書は存在しないと認められ、これを保有していないとして不開示決定をした処分庁の原処分は妥当であると判断することができる。

ウ 文書6について

本行政文書は、委員手当、意見書作成に係る謝金、測量報酬等の各支給額の算定方法を記した文書資料と考えられるが、いずれも処分庁は作成・保有していない。

よって、対象となる行政文書は存在しないと認められ、これを保有していないとして不開示決定をした処分庁の原処分は妥当であると判断できる。

(4) 結論

以上から、審査請求人が請求する対象文書は存在せず、これを保有していないことを理由に不開示決定を行った処分庁の原処分は妥当なものであると認められる。

2 補充理由説明書1

(1) 文書1「平成A年4月から平成B年3月末までの間に、特定登記官Aが本件事件に関し残した記録等（業務日誌やメモ等）」について

本件の経緯について那覇地方法務局に確認したところ、審査請求人から本件事件の筆界特定後に当該特定の妥当性について調査の要請があり、

面談又は電話で複数回対応を行っているとのことであった。

他方、筆界特定制度においては筆界特定後にその妥当性について、関係人等が法務局に調査を要請することができる仕組みは存在せず（※）、こうした要請は法務局に対する一般的な陳情等として取り扱われることになる。

陳情等について何らかの対応等を実施する場合は、文書資料等を作成することもあり得るが、本件については、那覇地方法務局において、本件事件は適正に手続が実施されていると判断し、審査請求人からの要請に対する本件事件に係る再調査等は実施していない。また、面談での対応時には担当者が個人的に備忘のためのメモ（その場にあった紙への走り書き）を取るといったことはあったが、既に廃棄しており、行政文書として作成されたものは存在せず、前述の対応について記録した行政文書は存在しない。

なお、那覇地方法務局において筆界特定手続記録などの関連すると考えられる文書ファイルを全て探索し、該当する文書を保有していないことを確認している。

#### ※ 参考

筆界特定書の更正に関する規定は存在する（不動産登記規則 246 条 1 項）ため、仮に明白な誤り等が調査の要請等を端緒に発見されれば更正されることもあり得る。

「第 246 条 筆界特定書に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、筆界特定登記官は、いつでも、当該筆界特定登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得て、更正することができる。」

- (2) 文書 2 「特定日 G の筆界特定から 2 年以上経た平成 B 年 1 月頃、特定筆界調査委員の作成とされる現況重ね図（通し番号 A, B）が特定登記官 A により当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯の分かる記録」について

筆界特定手続記録は、記録の種類ごとに第 1 分類から第 3 分類までの三分類に分けて編成することとされている（「不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（平成 17 年 12 月 6 日付け法務省民二第 2760 号通達。以下「施行通達」という。）144」）。

本件の経緯について那覇地方法務局に確認したところ、本件事件に関する筆界特定手続記録については、1 冊の保存ファイルにまとめて編てつされ、その中で分類されていたとのことである。

また、審査請求人が新たに追加されたとする「現況重ね図」については、第 1 分類に該当するものとして該当箇所に編てつすべきところ、当

初同ファイル中の第1分類から第3分類までに該当しないその他の文書を便宜的に編てつしていた箇所に編てつされていた。この点について審査請求人から、第1分類につづらられているべき「現況重ね図」が第1分類につづられていない旨の指摘を受け、那覇地方法務局において記録を確認したところ指摘どおりであった。そこで、当該資料について本来編てつされるべき第1分類に編てつ箇所の訂正を行ったとのことであり、新たに資料を追加したものではない。

上記のとおり、本件事案においては審査請求人からの指摘を受けた担当者の判断によって、訂正を行っており、経緯を記録した文書の作成等は行われていないが、筆界特定手続記録の編てつ箇所の訂正を行う際の手続については、特段の規定は存在せず、経緯を記録するための文書を作成する等の規定も存在しないことから、手続上特段問題はない。

以上のとおり、編てつ箇所の訂正を行った経緯の分かる記録等が記載された行政文書は存在しない。

なお、那覇地方法務局において筆界特定手続記録などの関連すると考えられる文書ファイルを全て探索し、該当する文書を保有していないことを確認している。

(3) 文書3「乙地関係人の提出した申立書（特定日F付）に関する調査及び対応について確認のできる文書資料等の記録」について

本件経緯について那覇地方法務局に確認したところ、審査請求人から「那覇地方法務局における本件事件についての異議申立書（特定日H受付。以下「本件申立書」という。）」と題する文書が提出され、当該文書は、同局において受領し、受付印及び各担当者が押印等の処理を行った上、保管がされている。

また、審査請求人が法務局からの回答としている文書は、特定日A付けの那覇地方法務局首席登記官から審査請求人に対して送付された文書と考えられる。

当該文書は、審査請求人が那覇地方法務局に対して複数回にわたって行っていた申立て全般について、制度上の一般的な説明や今後の申立てについては説明等を控える旨の連絡をするための文書であり、本件申立書に係る個別具体的な調査や対応の内容について確認ができる文書ではない。

また、こういった申立書が提出された場合には、内容によっては、検討資料を作成したり、対応結果について記録した文書が作成される場合もあり得るが、那覇地方法務局においては、本件申立書の内容から再調査等は要しないものと判断しており、申立書に関して前記(1)の対応以外に具体的に調査や対応を行った事実はなく、調査等について記録した文書は存在しない。

そのため、本件申立書に関する調査及び対応について確認できる行政文書は存在しない。

なお、那覇地方法務局において筆界特定手続記録などの関連すると考えられる文書ファイルを全て探索し、該当する文書を保有していないことを確認している。

(4) 文書4「乙地関係人の提出した申立書（特定日F付）に関し後任の筆界特定登記官への引き継ぎに至るまでの記録等」について

本件の経緯について那覇地方法務局に確認したところ、本件事件及び本件申立書について前任の担当者から後任の担当者に引継ぎを行った事実はあるが、当該引継ぎは本件筆界手続記録に編てつされた各種資料及び本件申立書を用いて口頭でなされており、新たな資料を作成したり、具体的な引継ぎ内容を記載した文書資料等の作成はされていないとのことであった。なお、審査請求人は後任者が前任者と考えが異なる旨を述べたと主張しているとのことであるが、後任者も本件手続に関する記録等を基に説明を行っていることから、そのようなことを述べたり、異なる説明を行ったという事実は本件においては確認されなかった。

以上のとおり、本件申立書について、後任の筆界特定登記官への引継ぎに至るまでの経緯が記録された行政文書は存在しない。

なお、那覇地方法務局において筆界特定手続記録などの関連すると考えられる文書ファイルを全て探索し、該当する文書を保有していないことを確認している。

(5) 文書6「委員手当，意見書作成に係る謝金，測量報酬等の支給額の算定方法を記した文書資料」について

筆界調査委員の委員手当，意見書作成に係る謝金，測量報酬等の支給額の算定方法を記載した文書としては、以下の3件の文書が存在する。

法務局・地方法務局における筆界調査委員の委員手当等に関する業務は、以下の文書を根拠に行っている。

原処分においては、以下の3件の文書は、いずれも法務省民事局が作成し、那覇地方法務局において作成したものではないことから、同局において保有している行政文書には当たらないものと判断したものである。しかし、同局においてこれらの文書を保管し、業務にも使用していることからすると、3件の文書は同局において行政文書として保有しているものと判断すべきであることから、原処分は妥当ではなく、3件の文書については、開示等することが相当である。

なお、これらの文書以外には請求のあった行政文書に該当する文書は存在しない。

<関連文書>

- ① 平成18年1月17日付け法務省民二第98号依命通知

「筆界特定手続における手続費用の概算額の決定方法について（依命通知）」

② 平成18年1月17日付け事務連絡

「筆界特定手続における手続費用（測量の報酬及び費用）の概算額の算定について（事務連絡）」

③ 「平成〇〇年度筆界特定制度実施経費について（事務連絡）」

※ 毎年度発出

3 補充理由説明書2

(1) 審査請求人からの意見について

本件諮問事件について、審査請求人は、当省が情報公開・個人情報保護審査会に本年9月12日付け法務省民二第541号により提出した補充理由説明書1に対して提出した意見書2において、以下の点について事実と異なると主張している。

ア 文書1「平成A年4月から平成B年3月末までの間に、特定登記官Aが本件事件に関し残した記録等（業務日誌やメモ等）」について（意見）

審査請求人は筆界特定室より特定日B付け回答書を得ており、少なくとも同文書は存在し、開示請求の対象と考える。

イ 文書2「特定日Gの筆界特定から2年以上経た平成B年1月頃、特定筆界調査委員の作成とされる現況重ね図（通し番号A、B）が特定登記官Aにより当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯の分かる記録」について

（意見）

① 審査請求人は筆界特定直後により、当該手続記録を数回閲覧したが、同記録のどのセクションにおいても「現況重ね図」は編てつされていなかった。

② 特定日I付けで、筆界特定手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面（筆界特定図面を除く。）の全部の写しの交付手続をとったが、交付された図面には当該「現況重ね図」は含まれていない。

③ 筆界調査委員の作成した測量図等について筆界特定室へ問い合わせたが、同筆界調査委員の作成した測量図等は存在しないとのことであった。

④ 当該筆界手続記録は3部より構成されており、同記録には補充理由説明書1に記されているその他の文書資料を便宜的に編てつする箇所はない。

⑤ 審査請求人は、補充理由説明書1に記されているように、当該「現況重ね図」が第1分類に編てつされていないとの指摘を行った

ことはない。

⑥ 同図は当該手続記録には編てつされておらず、審査請求人はその存在について知らず、「現況重ね図」について言及したことはない。

⑦ 「現況重ね図」が誤った箇所に編てつされていたのであれば、意見書に添付される意見書図面も共に編てつされていたのではないか。なぜ「現況重ね図」のみの編てつ箇所の訂正が行われたのかについて疑問が生じる。

## (2) 各意見に対する説明事項

項番(1)の審査請求人からの各意見に対する事実関係及び説明については、以下のとおりである。

### ア 項番(1)アについて

#### (ア) 事実関係

##### ① 特定登記官Aについて

特定登記官Aは、平成A年4月から平成B年3月までの間、那覇地方法務局不動産登記部門に所属し、筆界特定登記官として、那覇地方法務局長から指定されていた者である(不登法125条)。筆界特定室は、平成18年11月20日付け那覇地方法務局訓令第17号に基づき、不動産登記部門の中に「地図整備・筆界特定室」として設置され、当時4名が所属し、特定登記官Aはその室長にあてられていた。

特定登記官Aは、筆界特定を行う登記官であり、筆界特定書の作成等を行う(不登法125条及び143条等)役割を担っている。

審査請求人が対象土地の関係人であった本件事件は、特定日Gに特定登記官Aの前任者が筆界特定をしており、特定登記官Aは、本件事件の筆界特定手続には関与していない。

その後、審査請求人は本件事件の結果に不満があることから、本件事件の手続において、手続上の不備があるとして、再調査の要請等を行っており、特定登記官Aは、審査請求人からの再調査の要請等に対して、面談による対応等を行っていたものである。

##### ② 特定日B付け回答書について

特定日B付け回答書は、審査請求人が特定日K付けで送付した文書について、特定登記官A以外の事務担当者が筆界特定室名義で文書回答を起案し、特定登記官A及び首席登記官等の決裁を得て、審査請求人に送付したものである。なお、特定登記官Aは、当該文書の決裁過程に含まれていたが、最終決裁権者は

首席登記官となっている。

(イ) 特定日 B 付け回答書が文書 1 に該当しないことについて

本件情報公開請求において、審査請求人は自ら「平成 A 年 4 月から平成 B 年 3 月末までの間に、特定登記官 A が本件事件に関して残した記録等（業務日誌やメモ等）」として、行政文書の開示を請求しており、請求のあった文書は特定登記官 A が、本件事件に関してその作成主体となった行政文書であると考えられる。この点、特定日 B 付け回答書が作成された経緯等については上記（ア）②のとおりであるところ、当該文書は特定登記官 A が作成主体となった行政文書に当たらないため、文書 1 に該当しないものとする。

(ウ) その他の文書について

審査請求人からの意見書を受けて、再度、当省及び那覇地方法務局においてその他の文書についても確認を行ったところ、「更正申出書等に係る決裁文書」及び「更正申出書（原本）」という行政文書を那覇地方法務局において保有していることが判明した。

これらの行政文書について、那覇地方法務局が行った原処分においては、特定登記官 A 以外の者が起案者となっていたことから、特定登記官 A が作成した業務日誌等やメモに該当しないと判断し、審査請求人が請求した文書 1 に該当しないと文書不存在として不開示決定をした。しかし、当該文書は特定登記官 A が文書施行名義者となっている文書であることから、審査請求人が請求した行政文書に該当すると考えるべきである。

よって、当該文書を開示等することが相当である。

イ 項番（1）イについて

(ア) 事実関係

筆界特定手続記録は、施行通達 144 に基づき、当該記録に該当する文書を第 1 分類から第 3 分類までに分けて編成するものとされている。那覇地方法務局においては、当該記録に該当する文書以外の文書についても、筆界特定手続記録がつづり込まれた同一のファイルにつづり込むという取扱いを行っていた（現在は是正済み。）。

審査請求人指摘の「現況重ね図」は、筆界調査委員意見書（施行通達 144（1）ウ）の一部であり、施行通達 144 に基づき、第 1 分類に該当するものとして、筆界特定手続記録として保管すべきであったが、当該筆界特定手続記録には該当しない文書として、筆界特定手続記録がつづり込まれたファイルと同一のファイルにつづられていた状況にあった。その後、審査請求人の指摘を受け、当該筆界特定手続記録として、同一ファイル内の第 1 分類の箇所につづり直したものである。

(イ) 項番(1)イ①, ②及び③について

以上のとおり「現況重ね図」が筆界特定手続記録に編てつされていなかったため、審査請求人の当該記録の閲覧請求(項番(1)イ①)や図面の写しの交付請求(項番(1)イ②)に対し、「現況重ね図」をその対象としなかった。また、請求人からの図面の有無の問合せ(項番(1)イ③)にも、なしと回答したものと考えられる。

なお、項番(1)イ②の請求手続は、不登法149条によるものであり、同条によれば、不動産登記令(平成16年第379号)21条2項に規定する図面の全部又は一部の写しについて、その写しの交付請求をすることができることとされている。

同令21条2項の図面は、筆界調査委員が作成した測量図その他筆界特定の手続において測量又は実地調査に基づいて作成された図面(筆界特定図面を除く。)である。

(ウ) 項番(1)イ④について

事実関係に記載のとおり、那覇地方法務局が独自に行っていた取扱いであり、施行通達に基づく取扱いではなく、また、当該文書は筆界特定記録として閲覧の対象としていなかった。

(エ) 項番(1)イ⑤, ⑥について

補充理由説明書1においては、「現況重ね図」が第1分類に編てつされていない旨の指摘を受けたとしているが、審査請求人からは、筆界調査委員が作成した意見書に関し、実測図や重ね図といった書類(※)が不足しているのではないかと指摘を受けて、担当者が調査し、事実関係に記載のとおり筆界特定手続記録としてのつづり替えを行ったものが「現況重ね図」であったことから、補充理由説明書1のとおり記載したものである。

※ 審査請求人から那覇地方法務局に送付された書簡(特定日J受付)においては、「実測図及び重ね図」と表現されている。

(オ) 項番(1)イ⑦について

筆界調査委員が作成した意見書に添付された図面は「詳細図」及び「現況重ね図」の2点であるところ、「詳細図」については当初から意見書と共につづられており、「現況重ね図」についても本来であれば共に筆界特定手続記録としてつづり込むべき図面であったが、正しく編てつされていなかったため、事実関係及び上記(エ)のとおり、審査請求人からの指摘を受けてつづり替えを行ったものである。

なお、その他に意見書に添付された図面はない。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                    |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成29年6月8日  | 諮問の受理              |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受      |
| ③ | 同年7月3日     | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ | 同年8月7日     | 審議                 |
| ⑤ | 同年9月11日    | 審議                 |
| ⑥ | 同月13日      | 諮問庁から補充理由説明書1を收受   |
| ⑦ | 同月26日      | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑧ | 同月27日      | 審査請求人から意見書3を收受     |
| ⑨ | 同年10月10日   | 審議                 |
| ⑩ | 同月31日      | 審議                 |
| ⑪ | 同年12月12日   | 審議                 |
| ⑫ | 同月13日      | 諮問庁から補充理由説明書2を收受   |
| ⑬ | 同月25日      | 審査請求人から意見書4を收受     |
| ⑭ | 平成30年1月23日 | 審議                 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の筆界特定事件（本件事件）に係る別紙1に掲げる文書1ないし文書7の開示を求めるものであるところ、処分庁は、対象となる行政文書は存在せず、保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書1ないし文書4及び文書6（本件対象文書）について、原処分の取消し及び本件対象文書の開示等を求めているが、諮問庁は、文書1及び文書6については別紙2の1及び2に掲げる各文書につき開示決定等を行うことが相当であるとした上で、その余の文書については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

#### (1) 文書1について

ア 文書1は、要するに、特定の期間（2年間。以下「本件期間」という。）において、特定登記官Aが本件事件に関し残した記録等であるところ、当該文書について、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 那覇地方法務局に確認したところ、審査請求人から本件事件の筆界特定後に当該特定の妥当性について調査の要請があり、面談又は電話で複数回対応を行っている。

(イ) 筆界特定制度においては、筆界特定後にその妥当性について、関係人等が法務局に調査を要請することができる仕組みは存在せず、こうした要請は法務局に対する一般的な陳情等として取り扱われる。

(ウ) 陳情等について何らかの対応等を実施する場合は、文書資料等を

作成することもあり得るが、本件については、那覇地方法務局において、本件事件は適正に手続が実施されていると判断し、審査請求人からの要請に対する本件事件に係る再調査等は実施していない。また、面談での対応時には担当者が個人的に備忘のためのメモを取るといったことはあったが、既に廃棄しており、行政文書として作成されたものは存在せず、前述の対応について記録した行政文書は存在しない。

(エ) ただし、審査請求人からの意見書を受けて、再度、確認を行ったところ、特定登記官 A が文書施行名義者となっている別紙 2 の 1 に掲げる各文書を同法務局において保有していることが判明し、当該各文書は文書 1 に該当すると考えるべきであることから、当該各文書につき、開示決定等を行うことが相当である。

イ そこで検討すると、まず、当審査会において、諮問庁から別紙 2 の 1 に掲げる各文書の提示を受けて確認したところ、当該各文書は、筆界特定登記官である特定登記官 A の名義で、那覇地方法務局長に本件事件に係る筆界特定書の更正を申し出る更正申出書とその決裁文書であり、いずれも本件期間内に作成されたものと認められる。

そうすると、当該各文書（添付資料等を含む。）は文書 1 に該当すると認められる。

ウ 次に、審査請求人は、特定日 B 付け回答書についても文書 1 に該当する旨主張するので、この点について検討する。

(ア) 当審査会において、諮問庁から特定日 B 付け回答書及びその決裁文書（添付資料を含む。以下同じ。）の提示を受けて確認したところ、これらの文書は本件期間内に作成されたものと認められ、そのうち決裁文書の上部に設けられた決裁欄には、特定登記官 A のものとみられる印影があると認められる。

(イ) この点につき、諮問庁は、文書 1 は、開示請求書の記載から、特定登記官 A が本件事件に関してその作成主体となった行政文書であると考えられるとして、特定日 B 付け回答書は、審査請求人が那覇地方法務局に送付した文書について、特定登記官 A 以外の事務担当者が筆界特定室名義で文書回答を起案し、特定登記官 A 及び首席登記官等の決裁を得て、審査請求人に送付したものであり、特定登記官 A は、当該文書の決裁過程に含まれていたが、最終決裁権者は首席登記官となっており、特定登記官 A が作成主体となった行政文書に当たらないため、文書 1 に該当しない旨説明する。

(ウ) 以上を踏まえて検討すると、開示請求書には、文書 1 について、「(略)、特定登記官 A が本件事件に関し残した記録等（業務日誌やメモ等）」と記載されていて、この記載からは、文書 1 を「特定

登記官 A が作成主体となった行政文書」と限定的に解釈することは困難であるというほかはなく、また、そのように限定的に解釈すべき特段の事情も認められない。

そうすると、特定登記官 A が起案者や最終決裁権者ではないとしても、その決裁の過程で決裁権者として関わっていたことが明らかである特定日 B 付け回答書及びその決裁文書については、文書 1 に該当するものと考えべきであり、これらを新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

エ さらに、諮問庁から、那覇地方法務局において保有している本件事件に係る行政文書のうち、本件期間内に作成、取得した文書の提示を受け当審査会において確認したところ、審査請求人から同法務局に提出された文書中に、審査請求人以外の者によるとみられる書き込みがされたものが 3 件認められたので、これらについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、いずれの文書の書き込みも、特定登記官 A が記載したものであるとのことであった。

そうすると、当該 3 文書は、特定登記官 A が本件事件に関し残した記録等に該当するといわざるを得ないから、これらを新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

オ なお、上記エにおいて、諮問庁から提示を受けたその余の文書については、特定登記官 A がその作成等に関与したことをうかがわせるような事情は認められない。

カ 以上のとおり、別紙 2 の 1 に掲げる各文書について、諮問庁が新たにこれを特定して開示決定等をすべきとしていることは妥当であるが、別紙 3 に掲げる各文書についても新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

## (2) 文書 2 について

ア 文書 2 は、要するに、本件事件の筆界特定から 2 年以上経た後に、特定筆界調査員の作成した現況重ね図（以下「本件図面」という。）が本件事件の手続記録に新たに編てつされるまでの経緯の分かる記録であるところ、当該文書について、諮問庁は、筆界特定手続記録は、記録の種類ごとに三分類に分けて編成されているが、本件図面は、本件事件の筆界特定手続記録中の誤った箇所に編てつされていたものを本来編てつされるべき箇所に正しくつづり直して訂正したにすぎず、新たに追加されたものではなく、そのような訂正を行う手続や経緯を記録する等の規定もないことから、その訂正を行った経緯の分かる記録である文書 2 は存在しない旨説明する。

また、諮問庁は、那覇地方法務局において筆界特定手続記録などの関連すると考えられる文書ファイルを全て探索し、該当する文書

を保有していないことを確認している旨も説明する。

イ そこで検討すると、上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められず、さらに、文書2の探索方法や範囲についても問題があるとは認められないことから、那覇地方法務局において文書2を保有していない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

### (3) 文書3について

ア 文書3は、要するに、本件事件に関し、筆界特定後に審査請求人が那覇地方法務局に提出した本件事件に係る申立書（本件申立書）に関する調査及び対応について確認のできる文書資料等であるところ、当該文書について、諮問庁は、本件申立書の内容から再調査等は要しないものと判断し、審査請求人との面談又は電話での複数回の対応以外に具体的な調査や対応を行った事実はないことから、本件申立書に関する調査及び対応について確認できる文書である文書3は存在しない旨説明する。

また、諮問庁は、那覇地方法務局において筆界特定手続記録などの関連すると考えられる文書ファイルを全て探索し、該当する文書を保有していないことを確認している旨も説明する。

イ そこで検討すると、当審査会において、本件申立書に対する那覇地方法務局からの回答とみられる文書（その写しが意見書1に添付されている。）を確認したところ、本件申立書に関し、同法務局において調査や何らかの対応を行ったことを示すような記載はなく、また、諮問庁の上記アの説明を覆すに足りる事情も認められず、さらに、文書3の探索方法や範囲についても問題があるとは認められないことから、同法務局において文書3を保有していない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

### (4) 文書4について

ア 文書4は、要するに、本件申立書に関し、後任の筆界特定登記官への引継ぎに至るまでの記録等であるところ、当該文書について、諮問庁は、当該引継ぎが行われた事実はあるが、当該引継ぎは、本件筆界特定手続記録に編てつされた各種資料及び本件申立書を用いて口頭でなされており、新たな資料を作成したり、具体的な引継ぎ内容を記載した文書資料等の作成はされておらず、文書4は存在しない旨説明する。

また、諮問庁は、那覇地方法務局において筆界特定手続記録などの関連すると考えられる文書ファイルを全て探索し、該当する文書を保有していないことを確認している旨も説明する。

イ そこで検討すると、上記(3)のとおり、本件申立書に対する那覇

地方法務局からの回答とみられる文書には、本件申立書に関し、同法務局において調査や何らかの対応等を行ったことを示すような記載はないことに照らせば、上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められず、さらに、文書4の探索方法や範囲についても問題があるとは認められないことから、同法務局において文書4を保有していない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

(5) 文書6について

ア 文書6は、筆界調査委員の委員手当、意見書作成に係る謝金、測量報酬等の支給額の算定方法を記した文書資料であるところ、当該文書について、諮問庁は、文書6に該当する文書は3文書（以下「本件3文書」という。）存在し、原処分においては、いずれも法務省民事局が作成し、那覇地方法務局において作成したものではないことから、同法務局において保有している行政文書には当たらないと判断したものであるが、同法務局において本件3文書を保管し、業務にも使用していることから、本件3文書は行政文書として保有しているものと判断すべきであるとして、これらにつき、開示決定等を行うことが相当であるが、本件3文書以外には文書6に該当する文書は存在しない旨説明する。

イ そこで、当審査会において、諮問庁から本件3文書の提示を受けて確認したところ、本件3文書は、別紙2の2に掲げる各文書であると認められ、いずれも法務省民事局から各法務局及び地方法務局に対する通知等で、筆界特定手続における委員手当や謝金、測量報酬等に係る手続費用に関する算定等（いずれも、本件事件を担当した筆界調査委員に適用されるもの）について具体的に記載されていることから、文書6に該当する文書であると認められる。そして、本件3文書の外に文書6に該当する文書は存在しない旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は存しない。

ウ 以上のとおり、別紙2の2に掲げる各文書について、諮問庁が新たにこれを特定して開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙2の1及び2に掲げる各文書を新たに特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、別紙2の1及び2に掲げる各文書を特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥

当であるが、那覇地方法務局において、別紙 3 に掲げる各文書を保有していると認められるので、これらにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙 1（開示請求文書）

文書 1 平成 A 年 4 月から平成 B 年 3 月末までの間に、特定登記官 A が本件事件に関し残した記録等（業務日誌やメモ等）

文書 2 特定日 G の筆界特定から 2 年以上経た平成 B 年 1 月頃、特定筆界調査委員の作成とされる現況重ね図（通し番号 A, B）が特定登記官 A により当該手続記録に新たに編てつされるまでの経緯の分かる記録

文書 3 乙地関係人の提出した申立書（特定日 F 付）に関する調査及び対応について確認のできる文書資料等の記録

文書 4 乙地関係人の提出した申立書（特定日 F 付）に関し後任の筆界特定登記官への引き継ぎに至るまでの記録等

文書 5 本件事件に関し、筆界調査委員（土地家屋調査士）2 名に支払われた測量報酬等（委員手当及び意見書作成に係る謝金を除く。）の確認できる文書資料（支給調書等）

文書 6 委員手当，意見書作成に係る謝金，測量報酬等の支給額の算定方法を記した文書資料

文書 7 本件事件に関し，筆界調査委員（土地家屋調査士）2 名に支給された測量報酬等（委員手当及び意見書作成に係る謝金を除く。）の支給額の算定書等

## 別紙 2（諮問庁が開示決定等をすべきとする文書）

### 1 文書 1 関係

- (1) 更正申出書等に係る決裁文書
- (2) 更正申出書（原本）

### 2 文書 6 関係

- (1) 「筆界特定手続における手続費用の概算額の決定方法について（依命通知）」（平成 18 年 1 月 17 日付け法務省民二第 98 号）
- (2) 「筆界特定手続における手続費用（測量の報酬及び費用）の概算額の算定について（事務連絡）」（平成 18 年 1 月 17 日付け）
- (3) 「平成 23 年度筆界特定制度実施経費の執行について」（平成 23 年 3 月 29 日付け事務連絡）

別紙 3（新たに特定すべき文書）

- 1 特定日 B 付け回答書及びその決裁文書（添付資料を含む。）
- 2 審査請求人から那覇地方法務局に提出された文書のうち、特定登記官 A による書き込みがされている文書（計 3 件）